

都市公園法の改正について

平成30年2月7日

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

背景・必要性

- ◆ まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - ー 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆ 緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題 ー 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - ー これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題 ー 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆ 地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け


概要

平成29年6月15日施行

平成30年4月1日施行


都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で**保育所等の設置を可能**に
(国家戦略特区特例の一般措置化)
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設
 - ー 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - ー 設置管理許可期間の**延伸**(10年→20年)、**建蔽率の緩和**等
 - ー **民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施**
 - (予算) 広場等の整備に対する資金貸付け【都市開発資金の貸付けに関する法律】
 - (予算) 広場等の整備に対する補助
 - ▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)
- 公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**
(10年→30年)
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**


緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による**市民緑地の整備を促す制度**の創設
 - ー 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
 - (税) 固定資産税等の軽減
 - (予算) 施設整備等に対する補助
- **緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充**
 - ー 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加
 - ▶ 市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- 生産緑地地区の一律500㎡の**面積要件**を市区町村が**条例で引下げ可能**に(300㎡を下限)
 - (税) 現行の税制特例を適用
- 生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン等の設置を可能**に
 - ▶ 市街地に残る小規模な農地で収穫体験の様子
- **新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設**(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充【都市緑地法】
 - ー **都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

(現行・改正)

都市公園の占用

・公園管理者の許可を受けて、公園施設以外の施設(占用物件)を設置 (ライフライン、地下駐車場等、仮設工作物等)

▶ 保育所等の社会福祉施設(通所利用)を占用対象に追加

全国的な待機児童対策の推進

民間事業者による公園施設の設置管理

・民間事業者は公園管理者の許可を受けて公園施設を設置管理 (許可期間は10年以内)

▶ 公共還元型の収益施設(飲食店、売店等)の設置管理制度の創設

- 収益施設の設置管理を行う民間事業者を公募選定 / 許可期間の延伸(10年→20年)、建蔽率の緩和(2%を緩和) / 収益施設の設置管理を行う事業者が園路、広場等、周辺の公園整備を一体的に実施

民間の優良投資の誘導による利用者サービスの向上

カフェ等
(収益施設)



収益を活用し、周辺の園路、広場等を一体的に整備



予算)収益施設の設置管理者が行う広場等の整備に対する低利貸付け(国費1億円)【都市開発資金の貸付けに関する法律】
予算)収益施設の設置管理者が行う広場等の整備に対する補助(社会資本整備総合交付金893,958百万円(国費)の内数)

大規模公園施設の整備におけるPFI事業の活用

・主に大規模公園施設(プール、水族館等)の整備についてPFI事業を活用 (PFI事業の実績:12件)

▶ PFI事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間を延伸(10年⇒30年)

大規模公園施設の効率的な整備・更新

民間による
プール整備



公園の活性化に関する協議会の設置

▶ 公園管理者と民間施設の設置運営者、近隣事業者(商店会等)等が、公園の活性化方策について協議

民間のアイデアを生かした公園活性化の取組の企画・実施

イベントによる賑わいづくり



都市公園の老朽化対策

・これまで、技術的助言として、遊具の安全確保に関する指針(H14策定、H20・H26改訂)、公園施設の安全点検に関する指針(H27策定)を策定・周知。

▶ 都市公園(遊具等)の維持修繕基準の法令化

予防保全による長寿命化・安全対策の徹底

老朽化により破損した遊具



※設置後40年以上の都市公園の割合:2割(H26)→6割(H46)
(標準使用期間を超える設置後20年以上の遊具の割合:5割(H26))

【都市緑地法】

市区町村の公園・緑地政策全体のマスタープラン(緑の基本計画)

・都市公園については整備の方針のみ記載

▶ 都市公園の管理の方針を記載事項に追加 - 都市公園ごとの特性に応じた管理の方針

都市公園ストックの計画的保全・活用・再編

・自然環境豊かな公園における生物多様性に配慮した管理
・まちなかの公園における賑わいの創出 等

概要

- 近年、まちなかの公園など立地条件がいいにもかかわらず、十分利用されていない公園が存在
- 公園の活性化に関する協議会制度を創設し、公園管理者だけでなく多様なステークホルダーが参加し、賑わい創出に向けたイベント開催など公園の活性化方策について協議することで、官民連携による公園運営を促進

協議会の設置

<概要>

公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

協議会の構成員

- 公園管理者
- 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体等、公園利用者の利便の向上に資する活動を行う者で公園管理者が必要と認める者（自治会、町内会、まちづくり団体も可能）

協議会における協議事項(例)

- 公園の賑わい創出に向けたイベント開催等、運営に関する事項について協議
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、公園利用上のルール作りについて協議
- 住民参加による花壇作りや清掃等の美化活動等、住民協働のルール作りについて協議

事例：南池袋公園をよくする会（東京都豊島区）

- 南池袋公園の再整備にあたり、地域の関係者の参加による持続可能な公園運営、公園を拠点とした賑わい創出を目指し、地元の関係団体等を中心に会を発足
- 構成メンバー
公園内のカフェレストラン事業者、商店会、町会、隣接地権者、学識経験者等、豊島区
- カフェレストラン事業者は区との協定に基づき、事業者は収益の一部を地域還元費として会に納入
- 会は、公園を拠点にした地域活性化の活動（イベント等）や公園の管理（芝生の育成に関する啓発活動やごみ拾い等美化活動）を実施



南池袋公園



公園全景

国が設置する都市公園

禁止行為

第十一条 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

都市公園法施行令

第十八条 法第十一条第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- 四 公園管理者が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

許可を要する行為

第十二条 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

都市公園法施行令

第十九条 法第十二条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 二 ロケーションをすること。

地方公共団体が設置する都市公園

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める。

⇒ 地方公共団体が設置する都市公園においては、禁止行為・許可を要する行為を条例で定めている。